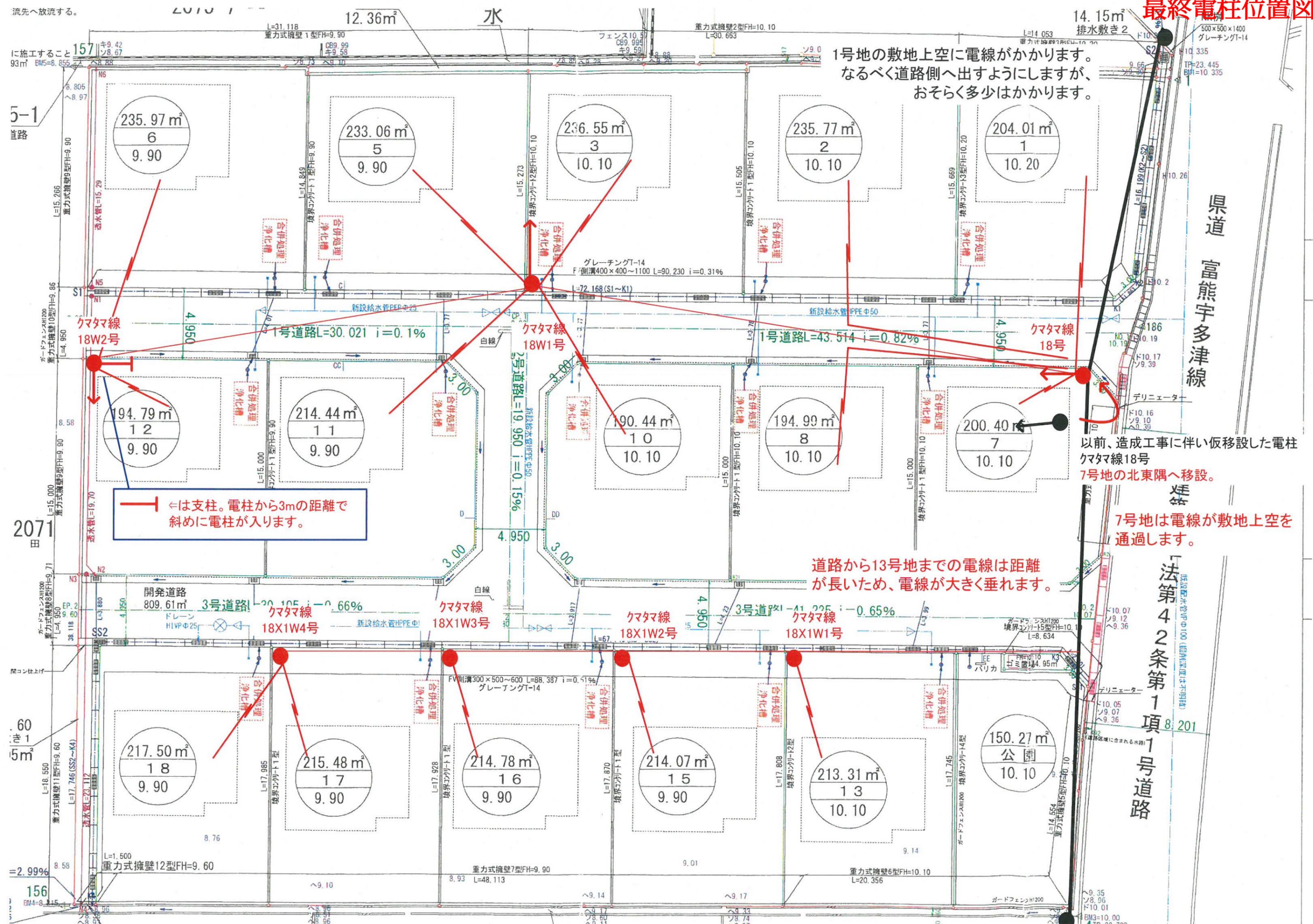


最終電柱位置図



1号地の敷地上空に電線がかかります。
なるべく道路側へ出すようにしますが、
おそらく多少はかかります。

以前、造成工事に伴い仮移設した電柱
クマタ線18号
7号地の北東隅へ移設。

7号地は電線が敷地上空を
通過します。

道路から13号地までの電線は距離
が長いため、電線が大きく垂れます。

←は支柱。電柱から3mの距離で
斜めに電柱が入ります。

法第42条第1項
1号道路

富熊宇多津線

5-1
道路

2071
田

60
き1
5m²

156

最終電柱位置図

土地の所在

丸亀市飯山町字東坂元字楠見2071

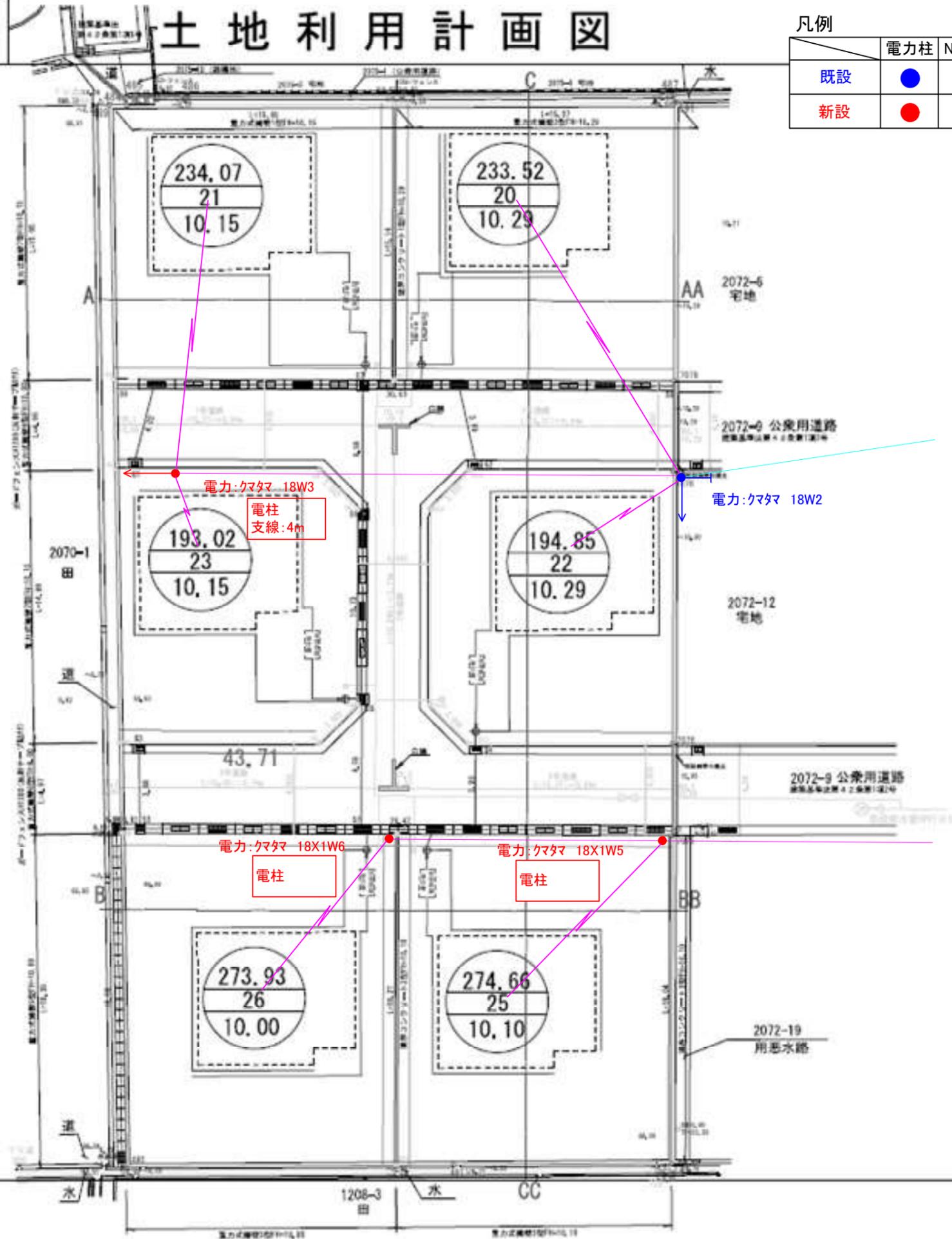
土地利用計画図

凡例

	電力柱	NTT柱	支線	支柱	電線類
既設	●	◐	↓	┆	—
新設	●	◐	↓	┆	—

記号	説明
→	排水方向
↑	土壌中の0.05m以下、コンクリート基礎
↑	電柱から200cm以上
↑	1.5m以上
↑	電柱から200cm以上、コンクリート基礎

本図への記載は実地調査による。
 電柱位置は10cm以上のクリアランスを確保すること。
 電線位置は電線間隔を1m以上確保すること。
 電柱位置は電線位置の角を突き合わせる。電線を引かないこと。
 本図記載の用途は「戸建て住宅」とする。
 用途区域において建築物が敷くには建築基準法の規定に基づき区域の表示とする。
 区域からの排水は合併処理浄化槽から宅内浄化槽を経由し一次放流先へ放流する。
 本図上の取付間隔は1m以上確保すること。
 図面内の数字の表記は任意とし、0.00で繰り上げ、表示している。
 電柱を用途区域内に設置しない。



開発許可
年 月 日

第 令和 年 月 日
号 日

申請者

株式会社ロータリーハウス
代表取締役 増元 竜彦

作成者
住所・氏名

高松市内産町1580番地10
土地家屋調査士
宅地建物取引士
二級建築士
岡野上 竜二 (印)

縮尺 S=1:250